

香美市立保育所における
医療的ケア児の受入れに関するガイドライン

令和8年3月
香美市教育振興課



1 保育所における医療的ケア児受入れに関する基本的な考え方

保育所における「医療的ケア」とは、治療を目的としたものではなく、日常生活を営むために医療を必要とする子どもに日常的に実施される医療的な生活援助行為のことを指し、家庭等で実施される経管栄養や痰の吸引、導尿、酸素療法などの行為のことをいいます。本来、医療行為は医師が行わなければなりません、医療行為のうちの医療的ケアについては、医師の指示によって看護師が実施できる(保健師助産師看護師法第37条)ほか、一定の研修を修了し県知事に認定された場合には、保育士や介護職員も痰の吸引及び経管栄養に限り医師の指示に基づいて実施することができることとされています。

近年、医療技術の進歩に伴い、上記のような医療的ケアが必要な子どもが年々増加しており、夫婦共働きや核家族化も相まってそうした子どもの保育需要も高まっています。受け入れに当たっては、医療的ケアを実施できる看護師等の配置や、保育所における必要な施設や物品の整備、保護者及び医療・介護の関係機関との連携体制の確立、日常生活における安全管理や非常時における安全確保策の検討など、事前に準備・確認等すべき内容は多岐にわたり、実施に向けて必要な物品や書類なども多くあります。このガイドラインは、そうした医療的ケアの実施において、保護者や保育所において必要な手続きや注意すべき点などが明確となるようまとめたものです。

香美市の公立保育所において、医療的ケアが必要な児童が入所する場合には、児童の状態に応じ、関係機関と連携して対応を検討し、安全性を確保しながら医療的ケアと保育が実施できる体制を整えることとします。そして、医療的ケア児を含むすべての子どもの育ちを保証するため、集団保育を通して、相互に豊かな関わりを持ち、子ども同士が安心・安全に交流できるよう、医療的ケアに配慮した子どもたちの支援に努めてまいります。

2 医療的ケア児の受入要件

- ・保育を必要とする事由があり、児童の状態が集団保育に適していると主治医が判断すること
- ・児童の健康状態が安定しており、日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアの内容が確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること
- ・児童の状態について、主治医等医療機関やデイサービス等の介護施設、保護者、保育所で情報共有(受診への同行や関係機関との面談を含む)できること
- ・医療的ケアの内容について、医療的ケア実施者を含む保育所職員が関係機関において実地指導を受ける又は見学ができること
- ・入所希望の保育所に医療的ケアを実施できる看護師等が配置され、必要な設備や備品等が整えられていること
- ・保護者が【医療的ケアが必要な児童の保育に関する同意書(様式3)】の内容に全て同意できること
- ・受入可能日及び時間は、原則平日の8:30~17:15とする。ただし、香美市が保護者及び児童の状況からやむを得ないと判断し、職員が配置できる場合は、その時間の延長ができること

3 申し込みから入園までの流れ

医療的ケアが必要な児童の場合、保育所への入所申込の他に医療的ケア実施に係る申し込みや医師の指示書等の書類が必要となります。

① 入所相談及び医療的ケアに係る申込書等の提出（入所申込に関する手続きも並行）

入所の相談時に、対象児の現状と保育所で必要な医療的ケアの内容について教育振興課で詳細に聞き取りをし、【医療的ケア実施申込書(様式1)】及び【調査承諾書兼医師による保育の実施に関する意見書(様式2)】、【医療的ケアが必要な児童の保育に関する同意書(様式3)】の内容について説明し、内容の了承を得たうえで必要事項の記入のうえ、入所申込書等と同時期に提出していただきます。

② 受け入れ可能性の検討

・主治医への聞き取り、保育見学、看護師等の確保

対象児童の状況に応じ、必要があれば病院受診に同行する等により主治医から児童の詳細な状態を確認します。また、受け入れが可能かどうか確認する観点から、必要に応じて親子で保育所の見学を実施します。

・多職種による協議

入所希望児童の状況について、保護者及び主治医に聞き取った内容を総合的に検討し、必要に応じて香美市の各部署及び関係機関とで協議して受け入れ可能かの判断をします。受け入れが可能と判断する場合は、入所希望の保育所に入所日に合わせて看護師等の医療的ケア実施者が配置できるよう手配をします。

③ 結果通知

受け入れについての判断結果を【保留通知】または【入所承認】及び【医療的ケア実施(保留)通知書(様式4)】で保護者あてに通知します。入所の決定となった場合は、同時期に、入所希望保育所と保護者で医療的ケアの実施に必要な機器や消耗品等の準備や、物品の持ち込み、持ち帰りのタイミングなどの詳細について打ち合わせを実施します。

④ 医師指示書提出

入所の決定となった場合は、保育所への【医療的ケアに関する指示書(様式5)】を提出していただきます。

⑤ 慣らし保育・入所

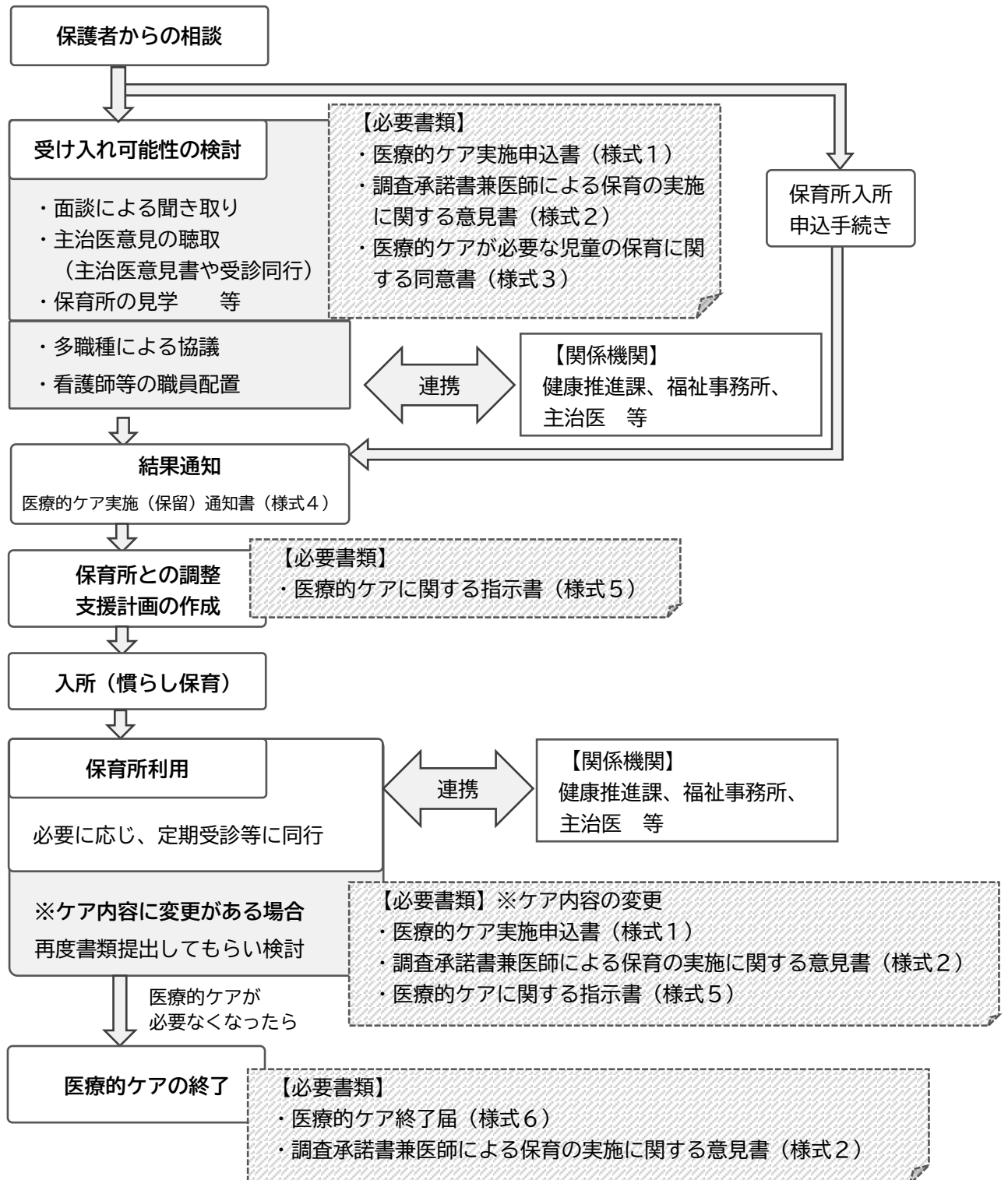
入所当初、担当看護師が医療的ケアに習熟するまでは慣らし保育期間とし、必要に応じて保護者の同行を求めて医療的ケアの実施方法等について相互に確認し、保護者不在でも保育所において医療的ケアが実施可能となった時点で本格的な通常保育の開始となります。なお、入所後も状態の変化や必要な医療的ケア内容の変更等により、再度慣らし保育が必要となる場合があります。

⑥ 医療的ケア内容の変更又は終了

保育所において実施すべき医療的ケアの内容に変更があった場合は、【医療的ケア実施申込書(様式1)】及び【調査承諾書兼医師による保育の実施に関する意見書(様式2)】、【医療的ケアに関する指示書(様式5)】を提出していただき、継続して受け入れが可能か判断しますが、児童の健康状況によって退所となる場合もあります。また、保育所での医療的ケアが必要なくなった場合は、【医療的ケア終了届(様式6)】及び【調査承諾書兼医師による保育の実施に関する意見書(様式2)】を提出していただき、ケアを終了します。

⑦ 入所承認期間中の看護師欠員時の対応

万一、受け入れ後に看護師に欠員が生じ、児童の医療的ケアを安全に提供できないと判断される場合には、児童の安全を最優先し、看護師の欠員が埋まるまで家庭での保育にご協力をお願いすることがあります。欠員が生じた場合は、速やかに看護師確保に努め、再開に向けて最大限努力いたします。



4 連携・協力体制の構築

保育所において医療的ケア児を受け入れる場合、安全な園生活を送っていただくためにも、保護者や医療機関等、関係する様々な機関との連携や協力が必要となります。特に医療的ケアの実施については、医療機関や介護施設等との連携は必須であると考えられますので、緊密な協力体制が確立できるよう連携していきます。

(1) 主治医・医療機関

主治医には、保護者からの【医療的ケア実施申込書（様式1）】等の提出があった後、対象児童の状態や必要な医療的ケアの内容等について詳しく聞き取る等の情報共有を行い、保育所や担当看護師からの問い合わせや緊急対応への指示などの協力依頼をし、必要に応じて医療的ケアの指導や見学等を依頼します。また、対象児童の状態に変化があった際には、再度の指示書等の発行依頼や児童の病状確認等を実施することとなります。

また、主治医とは別に普段かかっている医療機関がある場合、児童の状態によって随時問い合わせや緊急時の対応等について確認や協力依頼をすることがあります。

(2) 療育福祉センター、訪問看護・デイサービス等との連携

対象児童が療育福祉センターでのリハビリ等や訪問看護・障害福祉施設の利用をしており降所後に引き続き上記施設を利用するなどの場合には、保育所における対象児童へのケア内容や方法、状態の引継ぎなどの情報共有を必要に応じて実施する場合があります。

(3) 保護者

保育所で医療的ケアを実施するにあたっては、以下の点についてご協力をお願いします。

- ・医療機関(主治医等)受診への同行(必要な場合のみ)
- ・対象児童の体調不良時や、保育所内で感染症が流行した場合の家庭保育
- ・登所前、在所時、デイサービス等を利用した際の体調やケア状況の共有
- ・医療機関を受診した際の状況の情報共有（【主治医受診結果連絡票（様式7）】による）

医療的ケアの実施に必要な物品について、吸引器や酸素ボンベ、チューブ類、注入バッグ等通常保育所に配備されていないものについては、原則として保護者が準備して必要なタイミングで保育所に持ち込んでいただきます。アルコールティッシュや使い捨て手袋、食器類(形状や材質が特殊なものを除く)、粉ミルクなど日常的に保育所で取り扱っているものについては保育所で準備します。

保護者に持ち込んでいただく物品については、使用後の消毒方法や保管方法、廃棄のタイミング及びその方法、持ち込む頻度等について事前に協議し、保育所で準備するものについては、特定の材質や品でなければならないか確認をします。

保育所において感染症が拡大する状況や医療的ケア児の体調不良等があった場合、速やかなお迎えや家庭での保育をお願いする場合があります。また、保育所への入所後に医療的ケア実施者が何らかの理由によって急きょ不在となり、代替の実施者がすぐに確保できない場合には一時的に保育所での預かりを中止する場合があります。

5 保育所における体制確保と対応

医療的ケアにおいては、対象児童を直接担当する医療的ケア実施者以外にも、それぞれの職種に応じた役割を明確にし、通常時及び非常時の対応について迅速かつ滞りなく実施できるように準備しておく必要があります。

(1) 通常時の対応

日常的に実施する医療的ケアの内容及び対象児童の状況について、園長以下関係する職員間でケアの方法やタイミング、必要な器具と扱い方の概要、緊急時の対応方法等の情報について共有しておき、他児との接触における安全管理や適切な保育計画、クラス運営等について事前に検討し実施する必要があります。医療的ケアの実施については、他児との接触によって危険が生じるなどの懸念がある場合には、普段の保育室とは別の場所で実施することもあります。特に行事などへの参加については、安全管理も含めた十分な検討を行い、必要に応じて主治医等の医療機関に確認するなどし、保護者の意向も踏まえて決定します。

また、冬季など感染症が発生しやすい時期をはじめとし、随時他の年齢児での感染症の発生状況などを職員間の情報共有によって迅速に把握し、必要に応じて保護者に提供します。医療的ケア児の健康管理については、医療的ケア実施者のみならず、対象児童と身近に接している担任保育士及びその他職員、園長、副園長など複数の職員で確認していきます。

(2) 非常時の対応

事前に主治医や保護者等から、起こりうる又は起こりやすい体調変化やその対応方法及び緊急連絡先、搬送先などについて確認をしておき、そうした事態の発生時における対応について、役割分担も含めたシミュレーションをしたうえで緊急時に迅速な対応ができるよう準備します。災害発生時については、防災マニュアルや避難確保計画などに基づいて避難等することに備え、状況に応じた対応を個別に確認し、必要な連絡や避難経路、避難時に持ち出す物品のリストアップ等を事前におきます。特に保育所から避難先に移動する場合、移動方法の検討や経路の安全確認、避難先での生活についても想定をして準備しておくことが重要です。また、停電になることも想定し、発電機の準備等も合わせて検討しておきます。

6 責任の所在

香美市は、医療的ケア児の受入にあたり、必要な人員配置、研修実施その他の体制整備を行う責務を負います。保育所は、【調査承諾書兼医師による保育の実施に関する意見書（様式2）】や【医療的ケアに関する指示書（様式5）】に基づき、保育の範囲内で実施可能な医療的ケアについて、安全配慮義務の下、適正に実施します。指示通り実施されたことによつて起こる問題については、香美市および保育所は責任を負いません。